

## 第4章 施策・事業の展開にあたって

### 4-1. 施策展開の考え方

計画を着実に進めていくため、施策の展開については、計画期間である平成32年度までを大きく3つに区分した段階設定を行います。

持続可能な公共交通体系の確立に向けての先導的な施策に関わる実証実験については、第1段階で着手し、その成果を検証しながら、より効果的で効率的な施策へ改善し、次の段階への土台づくりを進めます。

#### <第1段階>

(平成23年度～25年度)

##### 先導的な施策の展開と 市民意識の向上を図る段階

本市の交通体系の基軸となる基幹交通や回遊性の高い街なかの交通環境を整えます。

また、公共交通に対する市民意識の転換を図りながら、地域主体（エリア単位）の仕組みづくりや試行的な事業を実施します。

実証運行

#### <第2段階>

(平成26年度～28年度)

##### 住民が主体となって 地域公共交通を展開する段階

公共交通を利用することのメリットが市民意識に定着し、試行的な事業の成果を他の地域に展開し始める段階です。

市民が主体となって、地域のニーズや特性に合った地域公共交通を整えます。

#### <第3段階>

(平成29年度～32年度)

##### 多様な主体の参画と協働により 全市的な交通ネットワークが形成される段階

市内の公共交通のネットワーク化により、市民と来訪者の連続的な移動が確保されます。また、多様な主体の参画と協働により、持続的な交通システムが確立されます。

図4.1 施策展開イメージ

## 4-2. 計画の推進体制

実施施策の成果や今後の動向などを継続的に評価・検討し、改善を図りながら、計画を着実に推進するため、市全体を総括的に考える「村上市地域公共交通活性化協議会」と、地域・エリア単位で具体的に議論する「住民懇談会(仮称)」が一体となり、計画を推進します。

計画の推進にあたっては、市民、交通事業者、関係団体、行政の協働体制と役割分担が必要になることから、計画に掲げる実施主体が責任を持って取り組みます。

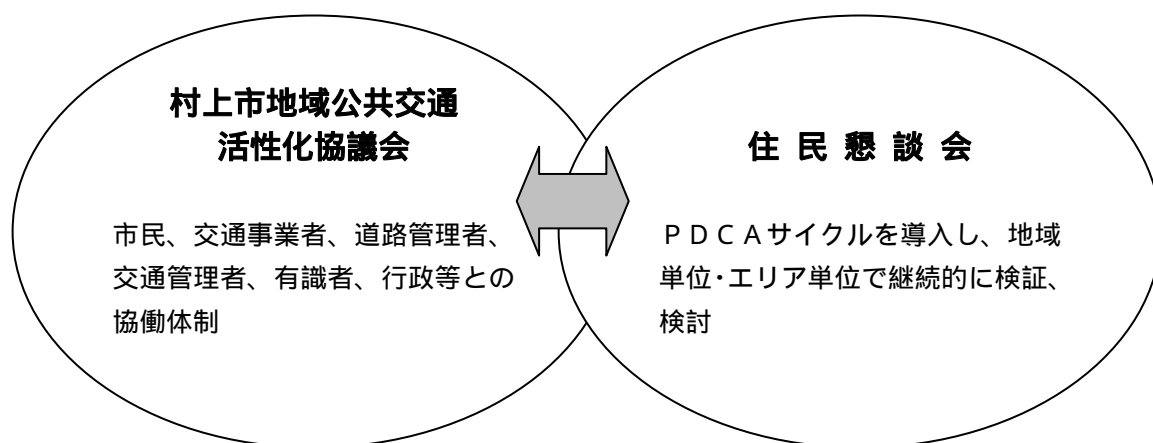


図 4.2 計画推進体制